

(13) 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況（令和6年度）

給与費	12,004 千円
-----	-----------

(注) 職員数5人（うち鳥取県派遣4人）

3 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
一般職	県給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、官公署又は事業所を退職し、センターに採用された職員については理事長が別に定める。	

5 職員手当の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6 月期	1. 250 月分	0. 925 月分
	12月期	1. 250 月分	0. 925 月分
	計	2. 500 月分	1. 850 月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 6 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	4, 989, 641 円	5 人	997, 928 円
	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	早期退職・定年
	勤続20年	19. 6695 月分	24. 586875 月分
勤続25年	28. 0395 月分	33. 270750 月分	
勤続35年	39. 7575 月分	47. 709000 月分	
勤続40年	44. 7795 月分	47. 709000 月分	
(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 (2 % ～ 20 % 加算)			
* 25 年以上勤続した年齢 50 歳以上 60 歳未満の職員が、定年前に早期退職制度により退職する場合に加算があります。			
〔令和 6 年度実績〕			
支給実績なし			
時間外勤務手当 (県の規定に 準ずる)	〔令和 6 年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1 人当たり平均支給年額
	1, 049, 183 円	4 人	262, 296 円

内 容			
区分	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理又は監督の地位にある職員	県給与条例の給与表、職務の級、手当区分に応じた定額を支給 〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 58,200 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 扶養親族（子及び配偶者を除く） ただし、行政職給料表 8 級、9 級及び同相当職は右のとおり。	6,500 円 8 級：3,500円 9 級：支給しない
		イ 子	11,500 円
		ウ 配偶者 ただし、行政職給料表 8 級、9 級及び同相当職には支給しない。	3,000 円
		満15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子	1 人につき 5,000 円を加算
		〔令和 6 年度実績〕 1 人当たりの平均支給月額 21,500 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の 2 分の 1 相当額
		〔令和 6 年度実績〕 支給実績なし	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	支給額	以下のア～ウ及びオの金額の合計(上限150,000円)にエの額を加算した金額
		ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,700 円 から 53,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等 利用	特別急行料金、高速自動車国道等特別料金等の額を加算
		エ 駐車料金を負担 している場合	(駐車場代の加算) 通勤のため4輪の自動車を使用し、駐車場として公署の敷地を利用する場合に、当該利用に係る1月当たりの職員負担額が5,000円を超えることとなると任命権者が認める公署に勤務する職員に支給(1月当たり1,000円を上限とする。) 《センター指定公署》 米子市明治町105 (パークアンドライド) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額を支給(1月当たり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動 に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔令和6年度実績〕	
		支給総額	支給職員数 1人当たり 平均支給月額
		1,024,340 円	5 人 17,072 円
管理職特別 勤務手当 (県の規定に 準ずる)	管理職手当が支給される職員で臨時または緊急の業務で週休日に従事した職員	管理職手当の支給区分に応じて支給	
		〔令和6年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 4,000 円	

6 役員の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
理 事 長	350,000 円	6月期 1.050 月分 12月期 1.050 月分	加算率 45%
非常勤理事	— 円		理事会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給
非常勤監事	— 円		理事会、監査、評議員会出席に際し、交通費及び報酬10,000円を支給

〔令和6年度実績〕

①常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)
6,185,689 円	1 人	515,474 円

②非常勤役員

支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額
150,000 円	6 人	2,083 円

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分 12月 期末 1.250月分 勤勉 0.925月分	6月 期末 1.225月分 勤勉 0.875月分 12月 期末 1.275月分 勤勉 0.975月分	県の制度に準じた改定
扶養手当	扶養親族 (子及び配偶者を除く) 6,500円 子 11,500円 配偶者 3,000円	配偶者、子以外の扶養親族 6,500円 子 10,000円	県の制度に準じた改定

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
通勤手当	支給額 以下のア～ウ及びオの金額 の合計（上限150,000円）に エの額を加算した金額 ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700 円から53,100円の範囲内で 支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金、高速自動車 国道等特別料金等の額を加 算 エ 駐車料金を負担してい る場合 略 オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	ア 交通機関等利用者 略 イ 自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,600 円から50,100円の範囲内で 支給 ウ 特別急行列車等利用 特別急行料金等の3分の2 の額を加算（高速自動車国 道等特別料金等については 2分の1の額（1月当たり 2万円を限度）） エ 駐車料金を負担してい る場合 略 オ ノーマイカー運動に参 加する場合 略	県の制度に準じた改正
期末手当 (理事長)	6月 1.050月分 12月 1.050月分	6月 1.025月分 12月 1.025月分	県の制度に準じた改正
(2) 適用日 令和7年4月1日			